

トラックドライバーの「待機場所」「荷積み・荷卸しの時間」等の記載義務付けと解釈・運用

事務所だより

第95号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

今年五月三十一日に、トラックドライバーの荷待ち時間等の実態把握や解消に向けて、荷待ち時間等の記録を義務付ける「貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令」が公布され、七月一日に施行されました。

ドライバーが荷主の都合により待機した場合の「待機場所」「到着・出発や荷積み・荷卸しの時間」等が、乗務記録の記載対象として追加されています。

この改正は、トラックドライバーの業務の実態を把握し、長時間労働等の改善を図るための措置で、改正の概要は次のとおりです。

① 乗務等の記録（第八条関係）
トラックドライバーが車両総重量八トン以上又は最大積載量五トン以上のトラックに乗務した場合で、荷主の都合により集貨又は配達を行った地点で待機した場合、ドライバーごとに、
・集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）
・集貨地点等に到着した日時
・集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時等について記録し、年間保存しなければならない。

② 適正な取引の確保（第九条の四関係）
・荷主の都合による集貨地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあるこ

＜改正の概要＞

とから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加える。

なお、国土交通省より平成二十九年六月八日付発出の「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正では、前掲の改正の概要について次のように解釈運用するよう通達しています。

『集貨地点等における到着日時から出発日時までの時間のうち、業務（荷積み、荷卸し、附帯作業等）及び休憩に係る時間を控除した時間（以下「待機時間」という。）が三十分未満の場合は、記録を省略して差しつかえない。

なお荷主の都合とは、事業者としての運行計画又は運行指示によらない、荷主の指示等によるものをいい、事業者の都合により生じた待機時間は、これに含まない。』

参考資料として省令の公布と同時に国土交通省から示された中に、トラック

ドライバーの労働条件の現状と対策が示されています。



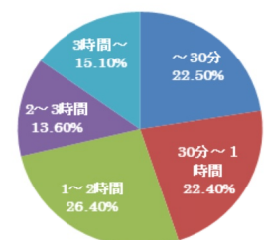
『トラックドライバーの労働条件の現状と対策』

- トラックドライバーの長時間労働の要因の一つは、荷主庭先での長時間の荷待ち時間・荷役時間である（図1・図2参照）
〈対策〉荷主企業と運送事業者が一体となって、荷待ち時間の削減、荷役作業の効率化等長時間労働の改善に取り組むことが重要である。
- トラックドライバーは全産業と比較して低賃金・長時間労働となっている
〈対策〉人手不足の解消に向けては、労働条件の改善が不可欠である。

（図1）	点検等	運転	手持	荷役	付帯他	休息	不明	平均拘束時間
手持ち時間がある	0:30	6:41	1:45	2:44	0:11	1:23	0:12	13:27
手持ち時間がない	0:28	6:21		2:49	0:14	1:28	0:10	11:34

1 運行あたりの手待ち時間の分布

（図2） 手待ち時間



国土交通省作成資料より引用
（出典：トラック輸送状況の実態調査）

アウトソーシングしてみませんか？

《各事業所のニーズに応じてお選びいただけます。》

給与計算代行

毎月の給与や賞与の計算と付帯業務についてサポートいたします。

給与計算代行 + 社会保険関係手

給与計算には欠かせない入退社手続き等の関連手続きもサポートいたします。

給与計算代行 + 顧問契約

給与計算と各種手続きや労務相談・指導などトータルサポートいたします。

お申込み・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

基本手当日額の変更

八月一日より雇用保険の基本手当日額や高年齢雇用継続給付の支給限度額が変更されます。

今回の変更は、基本手当の算定基礎となる「賃金日額」の上・下限額の引上げなど内容をとする「雇用保険法等の一部を改正する法律」の一部が八月一日に施行されること、また平成二十八年度の平均給

与額（「毎月勤労統計調査」による毎月決まって支給する給与の平均額）が平成二十七年と比べて約〇・四％上昇したことに伴うものです。

① 基本手当日額の最高額
・六十歳以上六十五歳未満
六千六百八十七円 ↓
七千四十二円
(十三百五十五円)

・四十五歳以上六十歳未満
七千七百七十五円 ↓
八千二百五十五円 (十四百三十円)
・三十歳以上四十五歳未満
七千七百七十五円 ↓
七千四百五十五円
(十三百八十円)
・三十歳未満
六千三百七十円 ↓
六千七百十円 (十三百四十円)
② 基本手当日額の最低額
千八百三十二円 ↓
千九百七十六円
(十百四十四円)

Q 最近、室内工事に従事する従業員から熱中症ではないか、と思われる症状があった、と申し出がありました。大事に至らなかったのですが、再発防止のためにどのような取り組みをすればよいか教えてください。

STOP！熱中症

A 職場での熱中症によって4日以上仕事を休む方は、毎年全国で400人を超えています。

また、熱中症によって亡くなる方は、毎年全国で10人以上にのぼっています。そのため、厚生労働省は「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」一職場における熱中症死亡ゼロを目指して一」を展開し、職場での熱中症予防のための重点的な取組を進めています。

7月は重点取組期間として、次のような対策を徹底するように推奨しています。

- 作業環境管理：暑さ指数の低減効果を改めて確認し、必要に応じ追加対策を行いましょ。
- 作業管理：特に梅雨明け直後は、暑さ指数に応じて、作業の中断、短縮、休憩時間の確保を徹底しましょ。水分、塩分を積極的に取りましょ。
- 健康管理：睡眠不足、体調不良、前日の飲みすぎに注意し、当日の朝食はきちんと取りましょ。
- 労働衛生教育：期間中は熱中症のリスクが高まっていることを含め、重点的な教育を行いましょ。
- 異常時の措置：異常を認めたときは、ためらうことなく救急隊を要請してください。

③ 高年齢雇用継続給付の支給限度額
三十三万九千五百六十円 ↓
三十五万七千八百六十四円
(十一万八千三百四円)

七月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日
○労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限
(七月一〇日)
「都道府県労働局または労働基準監督署」
○健保・厚年の算定基礎届の提出期限(七月一日～一〇日)
「年金事務所または健保組合」
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)
「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出(前月以降に一括有期事業を開始している場合)
「労働基準監督署」
十五日
○身障者・高齢者・外国人雇用状況報告書の提出
「公共職業安定所」
三十一日

編集後記

先日、ある方から「黄色い封筒が届いたけど、気持ち悪いし、ほったらかしにしている。」とお話を聞きました。年金保険料を一〇年以上納付等した方は、封筒の送り主が『日本年金機構』であれば、一度開封してください。(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

○労働者死傷病報告の提出
(休業四日未満、四月～六月分)
「労働基準監督署」
○健保・厚年保険料の納付
「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
「公共職業安定所」